里親になるには?

_____ 1 児童相談所に 相談

相談は随時受け付けていますので、お問い合わせください。

3 児童相談所が 家庭訪問等の調査

児童相談所職員 が、御自宅を訪問して、 家庭状況等を確認さ せていただきます。

5 認定・登録に必要な 研修を受講

講義、施設での 養育実習を受講し ていただきます。

2 必要な申請書類を 児童相談所に提出

里親制度について御理解をいただいた上で、申請書等を提出 していただきます。

4 社会福祉審議会 に諮問

県が里親登録について、社会福祉審議会の意見を聞きます。 (適当と認められた方に研修を受講していただきます。)

6 県が里親認定・登録

里親の種類は?

養育里親

親が育てることができない、または、親がいない子どもを養育する里親です。親が育てられない期間だけ養育する場合もあります。

養子緣組里親

養子縁組を前提に子どもを養育する里親です。

※他に、専門里親と親族里親があります。



養育費は?

児童相談所から、子どもの養育をお願いしている期間は、里親手当、生活費、学校教育費、子どもの医療費などが、子どもの年齢や人数に応じて、公費により支払われます。

お問い合わせ先

中央児童相談所

所管地域:前橋市、伊勢崎市、佐波郡

住 所: 〒379-2166

前橋市野中町360-1

T E L: 027-261-1000 F A X: 027-261-7333

中央児童相談所北部支所

所管地域:沼田市、渋川市、北群馬郡、吾妻郡、利根郡

住 所:〒377-0027 渋川市金井394

(渋川保健福祉事務所内)

T E L: 0279-20-1010 F A X: 0279-22-2277

西部児童相談所

所管地域:高崎市、藤岡市、富岡市、

安中市、多野郡、甘楽郡

住 所:〒370-0829 高崎市高松町 6

T E L: 027-322-2498 F A X: 027-322-5602

東部児童相談所

所管地域:桐生市、太田市、館林市、

みどり市、邑楽郡

住 所:〒373-0033 太田市西本町41-34

T E L: 0276-31-3721 F A X: 0276-32-3648